

青森県立青森工業高等学校 生徒会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は青森県立青森工業高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は青森県立青森工業高等学校校内に事務局を置く。
- 第3条 本会は青森県立青森工業高等学校生徒会員をもって組織し、選挙により選出された役員を代表とする。
- 第4条 本会は生徒の自治活動を通じて健全な社会人としての素質を養い、自由・平等・正義・博愛の理念を基礎とする民主的学園の建設を目的とする。
- 第5条 本会は第4条の目的を達成するための活動をする権利を有し、教科学習及びホームルーム以外の教育活動を推進する。
- (1) 学校長から委譲された行事・事項について審議・決定し執行する。
- (2) 会員の福祉の増進と生活環境の改善・整備をはかる。
- (3) 部活動の育成・振興に努める。
- (4) 必要に応じて学校当局に希望・見解を上申する。
- 第6条 本会員は会員の総意によって決議された事項を履行する義務を有する。
- 第7条 本会会員は役員の任免権を有する。

第2章 役 員

- 第8条 本会は次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 書 記 2名
(4) 会 計 2名 (5) 議 長 1名 (6) 副議長 1名
(7) 総 務 若干名
- 第9条 各常任委員会の委員長を準役員と称する。
- 第10条 役員の任期は12月1日から翌年の11月30日までとする。
- 第11条 役員に欠員が生じた時には補充し、補欠役員の任期は残存期間とする。
- 第12条 役員及び準役員は代議員会に出席する義務がある。
- 第13条 会長は次のことを行う。
- (1) 本会を代表し、その会務を統轄する。
- (2) 生徒総会、代議員会を召集する。
- (3) 4月に本会の年間計画を発表する。
- (4) 各委員会の委員長を承認し、必要に応じて役員に準ずる委員を委嘱、又は選抜する。
- (5) 各委員会を指導する。
- (6) 代議員会に出席不良なる委員の解任をホームルームを通じて勧告する。
- (7) 生徒会室の管理と、同室の重要書類・物品・器物・財産等の保管をする。
- (8) その他必要な事柄を行う。
- 第14条 副会長は会長を補佐する。また、会長に事故がある時は、その職務を代行する。
- 第15条 議長・副議長は総会及び代議員会において、その議事進行にたずさわる。
- 第16条 書記は生徒総会及び代議員会の審議決定事項を記録、整理し、かつ保管する。
- 第17条 会計は本会の会計事務を行う。
- 第18条 役員、準役員の兼職を認めない。

第19条 役員及び準役員はみだりに辞任してはならない。ただし、やむを得ざる事情がある時は、次の方法によって辞任することができる。

(1) 役員は代議員の3分の2以上の承認を得ること。

(2) 準役員は会長の承認を得ること。

第3章 機 関

第1節 生徒総会

第20条 生徒総会は、本会の最高議決機関であって全会員で構成する。

第21条 定期総会は1・2学期各1回会長によって召集され、また代議員会がその必要と認めたる時及び全会員の5分の1以上の要求があった時は、会長は臨時総会を招集する。

第22条 生徒総会に付すべき事項は次の通り。

(1) 予算・決算の承認

(2) 会則の改正

(3) 会費の決定・変更

(4) 会長または代議員会が必要と認めた事項

第23条 総会は全員の3分の2以上の出席を要し、2分の1以上の同意により決議する。賛否同数の場合は議長がこれを議決する。

第2節 代議員会

第24条 代議員会は役員・準役員・代議員(各ホームルーム1名)をもって構成する。

第25条 代議員会は会長が必要に応じて開催する。但し、代議員4名以上の要求があった場合は、会長が召集しなければならない。また代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第26条 代議員の選出は各クラスに委任し、その任期は4月1日より翌年3月31日までとする。また、代議員は代議員会における議決権を有する。

第27条 代議員会は生徒の意志を代表し、本会の運営の基本その他重要事項を審議決定する生徒総会に次ぐ議決機関である。

第28条 代議員は、ホームルームの代表として常にホームルームの世論に傾聴し、その糾合を計り、代議員会の審議決定に反映させるよう努めると共に、代議員会の情報をホームルームに報告しなければならない。

第29条 代議員は代議員会に出席の義務を有する。やむを得ぬ事情で出席不能の場合は、代理者を出席させるか、委任状を会長に提出しなければならない。

第30条 代議員会における提案議決は、出席者の多数によって決定し、賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。

第31条 代議員会は本旨に基づき必要と認めたとき、会員を表彰することができる。

第32条 すべての会員は、会議を傍聴することができるが発言権・議決権はない。但し、議長が許可した場合には発言することができる。

第3節 委 員 会

第33条 本会はその事業達成のため、次の委員会を置く。

(1) 常任委員会 総務・出版・文化・体育・規律の各委員会。

(2) 特別委員会 選挙管理・会則改正の2委員会を特別期間設置する。

第34条 各委員会活動の各面を研究・立案・執行する。

- (1) 総務委員会 会則・生徒総会、及び代議員会において定めた事項を基にして、本会を運営する中心的執行機関で、役員・準役員と必要に応じ、常任委員の若干名をもって組織し、各委員会の編成他の委員会に含まれていない事項と行事の企画・執行・厚生・風紀・調査・渉外・広報・連絡・庶務等にあたる。
- (2) 出版委員会 生徒会誌の編集・印刷を行う。
- (3) 文化委員会 本会の文化的諸行事の企画・執行・文化部の指導・協力にあたる。
- (4) 体育委員会 本会の体育的諸行事の企画・執行・運動部の指導・協力にあたる。
- (5) 選挙管理委員会 3年生の中から委員を選出し、総選挙と補欠選挙に際しその管理を行う。
- (6) 会則改正委員会 役員・準役員・代議員の若干名より成り、会則改正の必要が生じた場合、その改正案を作成する。
- (7) 規律委員会 全ホームルームから委員1名を選出し、委員の互選により委員長を決める。生徒の規律一般を掌握するものとする。
- (8) 会計監査委員会 2年生の中から委員を選出し、委員の互選により委員長、副委員長（若干名）を選び組織する。各部担当委員による班編成を行い、各担当部の所有物の状況及びその他を調査し、各部の運営がスムーズにいくよう助力し、会計年度中（執行部在任中）に一回以上の会計監査報告をする。

第35条 各常任委員会は本校職員1名以上を顧問としておかなければならない。

第36条 各常任委員会(総務委員会を除く)は、原則として会員の希望者またはホームルームより選出された者となり、その任期は4月1日より翌年の3月31日までとする。ただし、学業成績の著しく低い者、素行のよくない者は委員になることはできない。

第37条 各委員会の委員長はその委員間で互選し、それを会長が承認しなければならない。但し、総務委員長は会長が兼ねる。

第38条 委員はみだりに辞任してはならない。但し、やむを得ざる事情がある時、その委員長の承認を得て辞任することが出来る。

第4節 部 活 動

第39条 部活動は、生徒の自発的参加に基づいて形成され、部員の興味・能力等の健全な発展向上を目的として活動する。

第40条 本会の会員はいずれかの部に所属して部の活動を行うことが望ましい。

第41条 本会の設置した部は本校職員1名以上を顧問としておかなければならない。また、その経費を会費よりまかなう。

第42条 各部は部長1名をおく。

第43条 各部は本会の指示した組織と書類を備える。

第44条 本会は各部の部員が、学校長の承認した競技会・その他に参加及び出席することを認める。

第45条 部の新設又は取消しは代議員会で行う。部の新設・取消しは出席代議員の3分の2以上の同意を必要とする。

第46条 各部は総務委員会で決定した細則に従い活動する義務を有する。

第5節 応 援 団

第47条 応援団は本会の外局として生徒総会と代議員会の保護と制約を受ける。尚、別に定める応援団団則に準拠する。

第4章 選挙

第48条 本校生徒会の全会員が原則として選挙権を有する。

第49条 選挙管理委員会は、会長が3年生の中から選定した委員で構成する。但し、立候補者は委員にはならない。

第50条 会長・副会長は11月に1・2年生の中から選挙によって選出する。議長・副議長・会計・書記は新会長によって任命する。

第51条 選挙は有権者の自由意志により公明かつ適正に行なわれなければならない。

第52条 辞任・事故・転校等で役員に欠員が生じた時には、総務委員会は速やかに選挙管理委員会を設け、役員を選出しなければならない。

第53条 有権者は毎年度11月における役員総選挙あるいは補欠選挙を問わず、全会員である。

第54条 立候補者は応援責任者と公約を所定の用紙に記入し、教師の推薦書を添えて、届出締切日までに選挙管理委員会に提出しなければならない。

第55条 各役員の立候補者が定員に満たぬ場合には、新会長が会員の中から適任者を指名し、代議員会の承認を得る。

第56条 役員には学業成績の著しく低い者、素行のよくない者は立候補できない。

第57条 会長・副会長の選出について最高得票が有効投票総数の2分の1に達しない時には、1・2位（副会長にあっては3位も）の候補者について決選投票を行い決定する。

第58条 選挙運動は立候補届出と同時に実行に移すことができる。

第59条 選挙運動は演説・校内放送・ポスター・ホームルーム訪問・チラシ・写真等によって行うことができる。

第60条 選挙ポスターは選挙管理委員会から配布する用紙を使用しなければならない。

第61条 開票は選挙管理委員会が行い、各立候補者の責任者が立合う権利義務を有する。委員長は開票結果を全会員に報告しなければならない。

第62条 立候補者またはその責任者が第54条・第56条・第58条・第59条・第60条・第61条に違反した場合には、その立候補者は失格と認める。

第63条 選挙管理委員会は選挙施行に関する詳細を細則で別に定める。

第5章 不信任

第64条 会長・副会長に対する不信任案が全会員の10分の1以上の署名申請書により代議員会に提出されたときは、この為の票決を行い、全会員の3分の2以上の不信任があった時は辞任する。

第65条 不信任案審議の場合の仮議長及び仮書記は、代議員の中から互選によって決定する。

第6章 会計

第66条 本会の運営に必要な経費は会員の納入する会費及び寄付金、その他の収入よりまかなう。

第67条 本会に入会する者は、入会と同時に入会金を納付する。

第68条 会費及び入会金については別途定めるものとする。

第69条 会計は代議員会の要求があり次第、会計報告しなければならない。

第70条 会計は毎年度末、各部長より提出された収支決算報告書を整理し、代議員会を経て生徒総会に報告し承認を必要とする。

第71条 特殊の事情の為、会費納入に困難を生じた場合、その者に対して所定の手続きを経て減額又は免除することができる。

第72条 会費の改正は代議員会の3分の2以上の同意により生徒総会の承認を必要とする。

第73条 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日とする。

第7章 改正

第74条 本会則の改正は代議員総員の3分の2以上の賛成により決議され、総会の承認を必要とする。

第8章 附則

第75条 本会則は昭和41年6月1日より施行する。

附 則

平成11年12月18日 一部改正

平成24年 4月 1日 一部改正

令和 5年 2月22日 一部改正

令和 6年 4月 1日 一部改訂